

石巻市立小・中学校の 適正規模・適正配置に関する基本方針

平成22年1月29日

石巻市教育委員会

目次

	頁
1 背景と意義	
(1) 石巻市総合計画基本計画の位置付け	1
(2) 石巻市教育ビジョンの位置付け	2
2 石巻市の教育環境	
(1) 児童生徒数の推移	5
(2) 宮城県教育委員会の学校規模の標準との比較	7
(3) 通学状況	9
3 学校規模による教育上の一般的傾向	11
4 宮城県教育委員会による市町村立小・中学校の標準的規模	12
5 石巻市立小・中学校の適正規模	
(1) 適正規模の基本的な考え方	14
(2) 石巻市立小・中学校の適正規模の標準	15
6 石巻市立小・中学校の適正配置	
(1) 適正配置の基本的な考え方	16
(2) 適正配置の検討上の配慮	17
7 適正配置計画の策定について	18
8 参考資料	19

1 背景と意義

石巻市総合計画基本計画（平成19年3月策定）では、本市の将来像である「わたしたちが創りだす 笑顔と自然あふれる 元気なまち」の実現するための基本目標の一つに、「個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち」を掲げています。

この基本目標を達成するための施策に『生きる力』を持つ子どもたちを育成する」を掲げ、具体的な取組みとして、充実した教育を行える環境をつくるため、学校の適正規模と適正配置の実現を図ることにしました。

また、その基本的な方向性については、石巻市教育ビジョン（平成20年3月策定）において示しています。

本書は、このような経過から、次のとおり石巻市総合計画基本計画及び石巻市教育ビジョンに基づき、市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方として取りまとめるものです。

(1) 石巻市総合計画基本計画の位置付け

第2章 個性と創造性豊かな未来の担い手を育むまち

第1節 「生きる力」を持つ子どもたちを育成する

現状と課題

合併による市域の拡大に伴い、本市は、沿岸部や山間部、都市部など、より多様な環境の学校を有することとなり、地域の特性を活かした教育の推進や学校の適正配置 等が求められています。

そのような地域の実情や、少子化、都市化の進展など社会構造の変化に伴う全国的な教育上の諸課題を踏まえ、本市としても、独自の教育指針や基準など、あるべき教育の姿を明らかにし、その実現に向けて計画的に取り組んでいく必要があります。

（ 中 略 ）

市内には小学校が43校、中学校が24校ありますが、1学級当たりの児童生徒数が30人以上から10人未満まで様々となっていることから、児童生徒1人ひとりが均一な教育を受けられる環境を整備していく必要があります。

（ 以下 略 ）

1 時代の変化に対応した教育を推進する

施策の展開

石巻市教育ビジョンの策定と推進

教育委員会の一層の活性化に取り組むとともに、これからの学校教育のあり方や学校の適正規模・適正配置、学校施設の整備などについて、中・長期的な教育目標や施策展開の方向性を定め今後の教育行政の指針とする「石巻市教育ビジョン」を策定し、計画的な教育施策を推進します。

3 充実した教育を行える環境をつくる

施策の展開

学校の適正規模と適正配置の実現

適正な教育効果の確保と効率的な学校運営を図るとともに、将来にわたって地域の特色を生かした学校づくりができるよう、小・中学校の適正規模と適正配置の実現に向けて取り組みます。

(2) 石巻市教育ビジョンの位置付け

第1部 総論

3 施策目標の基本的な考え方と方向

施策目標3 充実した教育を行える環境をつくるために

(1) 基本的な考え方

石巻市教育委員会は、児童生徒が安全に安心して学習に専念し、楽しく学校生活を過ごせるように、学習環境の物的・質的両面の向上をめざします。

さらには、学校教育の専門集団、専門家として、学校、教職員が誇りと信念を持って教育活動を行える体制づくりや教員の育成などに取り組むとともに、教員が児童生徒と向き合える十分な時間を確保できる教育環境の実現をめざします。

また、一層の教育効果の確保と効率的な教育行政の推進を図るため、小・中学校の適正規模と適正配置の実現をめざします。

(2) 施策の方向

基本施策5

『小・中学校の適正規模と適正配置の実現』に取り組みます。

石巻市の小・中学校は、市町合併により市の周辺部を中心に全学年1学級や複式学級の小規模校が多数存在することとなり、都市部との教育環境に大きな差が生じています。

小規模校では、限られた友人による人間関係となることや切磋琢磨する機会が少ないこと、適切な学校運営が難しくなるなどのデメリットが挙げられていますが、一方、統廃合によって、これまで学校が地域において果たしてきたコミュニティを形成する機能が低下し、地域が寂れてしまうことへの懸念も生じます。

どの地域でも均等な義務教育を受けることができることは、望ましいことですが、学校の適正規模、適正配置の議論に当たっては、これらのことを十分に考慮する必要があります。

そこで、石巻市の小・中学校規模の基準を設定したうえで、適正な学校配置に取り組めます。ただし、旧町単位には少なくとも一つの小・中学校を残すこととし、基準を機械的に適用するのではなく、通学の安全性や利便性を考慮するとともに、地域コミュニティにおける学校の意義付けを地域住民と十分に議論し、地域の意見と基準とのバランスをとって解決をめざします。

第2部 各論

施策目標3 充実した教育を行える環境をつくるために

5 小・中学校の適正規模と適正配置の実現

(1) 地域住民との議論に基づく小・中学校の適正規模と適正配置の実現

【現状と課題】

少子化の進行により18歳未満の石巻市の子ども数は、昭和60年に49,578人であったのが平成19年には27,441人に激減しており、その減少傾向は、今後も続くと予測されています。

このような中、石巻市の小・中学校数は、平成17年4月の市町合併により67校となりましたが、人口の集中する市街地と周辺部では、学校規模に大きな隔たりが生じており、限りある財源の中で、効率的な学校の施設整備や管理が求められています。

小・中学校の適正規模については、文部科学省は、学校教育法施行規則において12学級以上18学級以下を標準とする基準を示しています。また、宮城県教育委員会では、平成18年に独自の基準を設定しており、小学校は1学年2クラスの12学級以上、中学校は、小規模校が多い現状から国の基準のクリアは難しいと判断し、1学年3クラスの9学級以上としています。

平成19年5月1日現在、石巻市では、県教育委員会の基準を満たす学校は、小学校で12校（全43校中）、中学校では8校（全24校中）となっています。また、全学年単学級（一学年一学級）の学校は、小学校で23校、中学校では8校に達し、複式学級は、小学校7校で18学級に達しており、合併前の旧町を中心に小規模校が多く存在している状況にあります。

小規模校では、児童生徒一人一人に対する直接的な指導が行いやすい、異学年交流が図りやすい、教員と児童生徒の親密な人間関係が構築されるといったメリットがある一方、多様な考えを持った児童生徒との出会いに恵まれにくいことから知的刺激の制限やグループ学習やクラブ活動・部活動の制限など多くの影響が指摘されています。

一方、住宅が密集する地域の小学校2校が文部科学省の基準を超える学級数となっており、集団に対する所属感や連帯感の低下、児童生徒に対する指導の徹底が難しくなる可能性、施設・設備の活用の制約による教育活動への支障等の影響が指摘されています。

なお、学校は地域のシンボルとなっている特別な施設であり、適正配置の検討に当たっては、住民から大切にされていること、地域コミュニティにおける学校の意義、また、地域の避難所としての役割も兼ねていることなどを考慮する必要があります。

このような状況を踏まえ、各学校と地域の実情に応じた望ましい学校規模と適正配置の実現を図る必要があります。

【これからの取り組み】

適正規模と適正配置に関する基本方針、基本計画の策定

◎教育委員会の取り組み

石巻市における均等な教育環境、教育条件を実現し適正な教育効果の確保を図るため、小・中学校の適正な学級数の基準設定、統合・配置計画のあり方や取り組み方などを明示するものとして、「小・中学校の適正規模と適正配置に関する基本方針、基本計画」を市民懇談会の開催等により地域住民や保護者との議論を経て策定します。

なお、旧町単位には少なくとも一つの小・中学校を存続させることを基本とします。

適正な学校配置の実現

◎教育委員会の取り組み

「小・中学校の適正規模と適正配置に関する基本方針、基本計画」に基づき、学校と地域社会のつながりの確保、児童生徒の通学手段と安全性の確保、学区の見直しなどについて、地域別に住民や保護者との議論を行ったうえで、適正な学校配置の実現をめざします。

なお、複式学級の解消や統合を早期に望む地域については、その意思を尊重して至急の対応を講じます。

また、児童が過度に集積している大規模校については、今後の児童数の推移に注視しつつ、通学区域の見直しや学校施設整備により解決をめざします。

小規模校における教育効果の確保

◎教育委員会、小・中学校の取り組み

適正な学校配置が実現するまでの当面の間の小規模校における集団による教育効果を確保するため、近隣の学校間において合同授業や合同教育活動等の交流活動事業を計画し、積極的に取り組みます。

2 石巻市の教育環境

(1) 児童生徒数の推移

平成21年5月1日現在で取りまとめた本市の児童生徒数は、図1-1・表1-1及び、図1-2・表1-2のとおり、全地区において減少傾向で推移し、平成30年度には平成21年度との比較で、小学生が17.8%の減、中学生が18.4%の減となる見込みです。

図1-1 児童数（小学生）の推移

(単位：人)

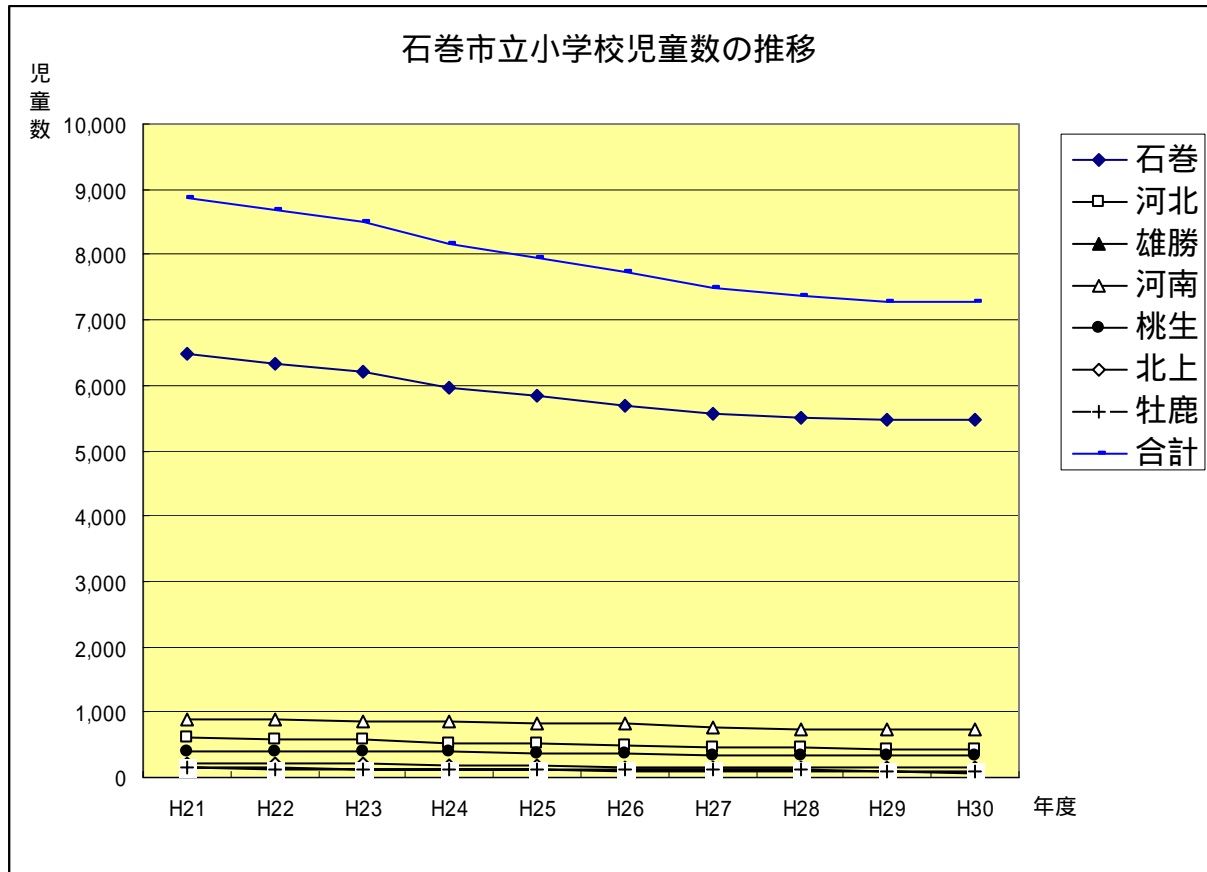


表1-1 児童数（小学生）の推移

(単位：人)

地区名	小学校数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備考
石巻	19	6,469	6,328	6,213	5,976	5,844	5,702	5,575	5,517	5,463	5,476	
河北	5	609	587	572	535	514	489	453	445	428	429	
雄勝	3	153	147	120	109	108	95	79	77	77	75	
河南	6	877	888	869	841	824	819	777	749	725	728	
桃生	3	391	393	394	390	365	360	349	344	335	330	
北上	3	213	215	208	194	186	163	152	141	141	139	
牡鹿	4	146	130	131	122	125	114	109	109	103	104	
合計	43	8,858	8,688	8,507	8,167	7,966	7,742	7,494	7,382	7,272	7,281	

※石巻市教育委員会作成資料

図 1 - 2 生徒数（中学生）の推移

(単位：人)

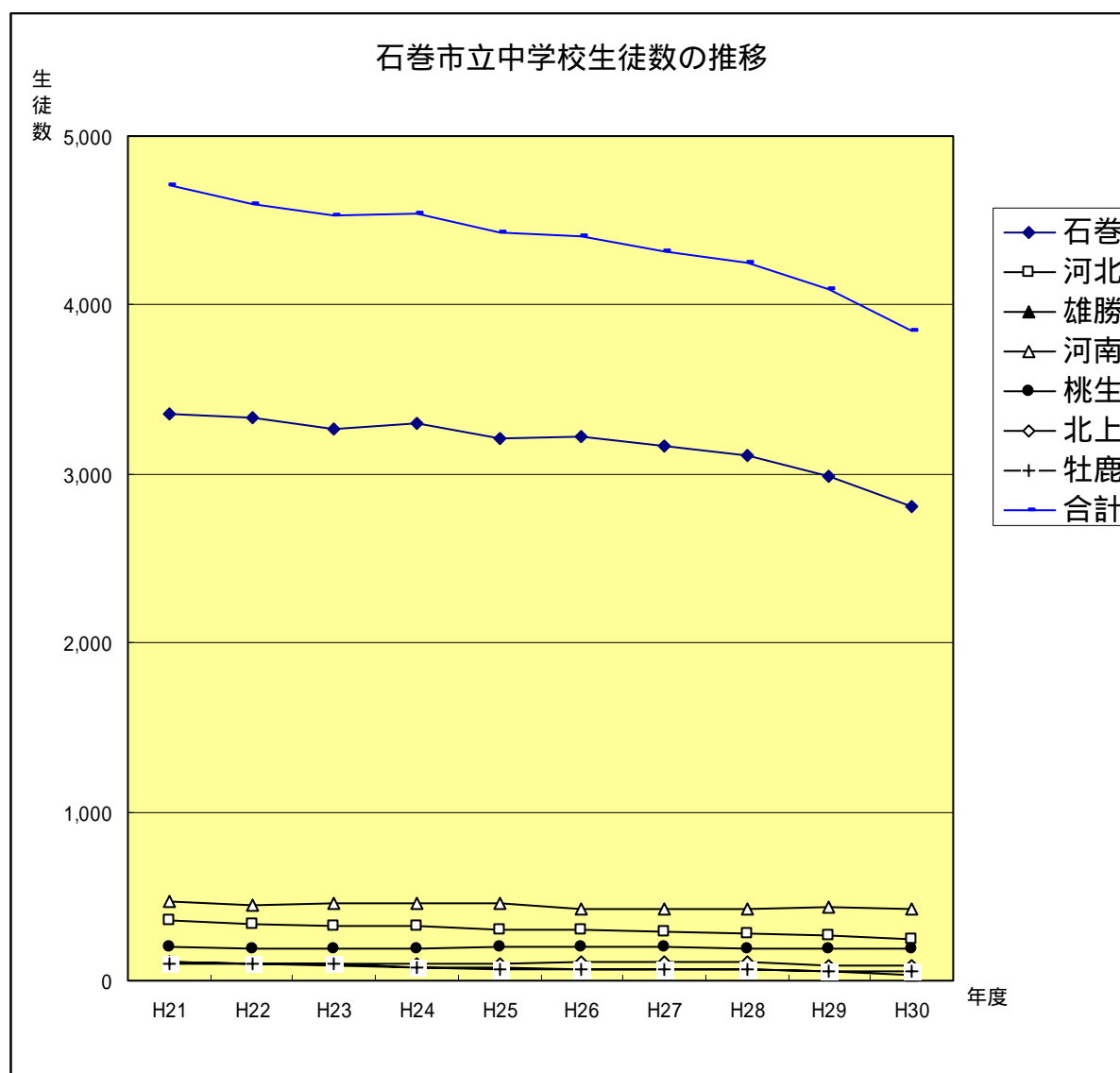


表 1 - 2 生徒数（中学生）の推移

(単位：人)

地区名	中学校数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備考
石巻	11	3,356	3,329	3,271	3,302	3,214	3,226	3,167	3,114	2,987	2,809	
河北	3	356	335	327	320	307	299	289	280	273	246	
雄勝	2	115	96	95	81	79	65	72	68	55	37	
河南	2	475	450	462	457	461	430	420	427	439	421	
桃生	1	198	186	187	189	200	206	202	193	188	188	
北上	1	115	104	96	106	106	114	107	109	94	87	
牡鹿	3	97	101	97	83	63	69	63	65	60	57	
合計	23	4,712	4,601	4,535	4,538	4,430	4,409	4,320	4,256	4,096	3,845	

※石巻市教育委員会作成資料

(2) 宮城県教育委員会の学校規模の標準との比較

宮城県教育委員会では、平成18年4月に、県内の市町村立小・中学校の望ましい学校規模として、小学校12学級以上、中学校9学級以上を標準とする独自の考え方を示しています。(具体的な内容は、13・14ページ参照)

表2-1及び表2-2は、県の標準と平成21年5月1日現在の本市の各地区の児童生徒数を比較したものであり、小学校については、雄勝、北上、牡鹿の3地区において、中学校については、雄勝、桃生、北上、牡鹿の4地区において、地区内の学校を合わせても県の標準を満たしていない状況となっています。

また、表3のとおり、平成21年度と平成30年度の地区別の学級規模の比較では、石巻地区の学校についても学級数の減少が進み、県の標準を満たしていない学校が増加する見込みです。

表2-1 小学校における比較

地区名	学校数	標準を満たしている学校数	標準を満たしていない学校数 (うち複式校)	全校単学級の学校数 (うち全校複式校)	備考
石巻	19	12(63.2%)	7(36.8%) [2]	2(10.5%) [1]	
河北	5	0	5(100%) [0]	5(100%) [0]	地区内の5校をまとめると1校分となる。
雄勝	3	0	3(100%) [2]	3(100%) [2]	地区内の3校をまとめても1校分に満たない。
河南	6	0	6(100%) [0]	4(66.7%) [0]	地区内の6校をまとめると1校分となる。
桃生	3	0	3(100%) [0]	3(100%) [0]	地区内の3校をまとめると1校分となる。
北上	3	0	3(100%) [1]	3(100%) [0]	地区内の3校をまとめても1校分に満たない。
牡鹿	4	0	4(100%) [3]	4(100%) [2]	地区内の4校をまとめても1校分に満たない。
合計	43	12(27.9%)	31(72.1%) [8]	24(55.8%) [5]	

注)〔〕は、複式学級の学校数で、内数

石巻市教育委員会作成資料

表2 - 2 中学校における比較

地区名	学校数	標準を満たしている学校数	標準を満たしていない学校数 〔うち複式校〕	全校単学級の学校数	備考
石巻	11	7 (63.6%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)	
河北	3	0	3 (100%)	1 (33.3%)	地区内の3校をまとめると、1校分になる。
雄勝	2	0	2 (100%)	2 (100%)	地区内の2校をまとめても、1校分に満たない。
河南	2	0	2 (100%)	0	地区内の2校をまとめると、1校分になる。
桃生	1	0	1 (100%)	0	地区として1校分に満たない。
北上	1	0	1 (100%)	0	地区として1校分に満たない。
牡鹿	3	0	3 (100%)	3 (100%)	地区内の3校をまとめても、1校分に満たない。
合計	23	7 (30.4%)	16 (69.6%)	7 (30.4%)	

※石巻市教育委員会作成資料

表3 学級規模の比較

区 分		小 学 校				中 学 校			
		6学級 以下の 学校数	7～11 学級の 学校数	12～18 学級の 学校数	19学級 以上の 学校数	3学級 以下の 学校数	4～8 学級の 学校数	9～12 学級の 学校数	13学級 以上の 学校数
石巻	平成21年度	2	5	10	2	1	3	5	2
	平成30年度	5	5	7	2	1	4	5	1
	比較増減	3	0	3	0	0	1	0	1
河北	平成21年度	5	-	-	-	1	2	-	-
	平成30年度	5	-	-	-	2	1	-	-
	比較増減	0	-	-	-	1	1	-	-

雄 勝	平成 21 年度	3	-	-	-	2	-	-	-
	平成 30 年度	3	-	-	-	2	-	-	-
	比 較 増 減	0	-	-	-	0	-	-	-
河 南	平成 21 年度	4	2	-	-	-	2	-	-
	平成 30 年度	6	0	-	-	-	2	-	-
	比 較 増 減	2	2	-	-	-	0	-	-
桃 生	平成 21 年度	3	-	-	-	-	1	-	-
	平成 30 年度	3	-	-	-	-	1	-	-
	比 較 増 減	0	-	-	-	-	0	-	-
北 上	平成 21 年度	3	-	-	-	0	1	-	-
	平成 30 年度	3	-	-	-	1	0	-	-
	比 較 増 減	0	-	-	-	1	1	-	-
牡 鹿	平成 21 年度	4	-	-	-	3	-	-	-
	平成 30 年度	4	-	-	-	3	-	-	-
	比 較 増 減	0	-	-	-	0	-	-	-
計	平成 21 年度	24	7	10	2	7	9	5	2
	平成 30 年度	29	5	7	2	9	8	5	1
	比 較 増 減	5	2	3	0	2	1	0	1

※石巻市教育委員会作成資料

(3) 通学状況

表 4-1 及び表 4-2 は、平成 21 年 5 月 1 日現在の本市の児童生徒の通学状況を示したものです。このうち、遠距離通学（小学校 4 キロメートル以上、中学校 6 キロメートル以上。）の児童生徒の割合が高い地区は、児童については、河北、雄勝、桃生、牡鹿地区、生徒については、雄勝、北上となっています。

これらの遠距離通学の児童生徒の割合が高い地区では、今後の統合によって新たに遠距離通学となる児童生徒や、通学距離がさらに延びることとなる者が出てくるのが考えられます。

学校の適正配置の実施に当たっては、遠距離通学の児童生徒の安全性と利便性を考慮し、各地区の地理的条件や道路事情に応じた通学支援の充実が必要となります。

表4-1 小学校における通学状況

地区名	通学距離別の児童の割合(%)			スクールバス等利用校 (路線バス・タクシーの利用を含む)	
	2km 未満	2~4 km	4km 以上	利用校 /地区校数	利用校名
石巻	92.2	6.4	1.4	4校/19校	荻浜小、東浜小、稲井小、 万石浦小
河北	50.5	38.9	10.6	3校/5校	大谷地小、二俣、大川
雄勝	75.3	13.0	11.7	3校/3校	雄勝、船越、大須
河南	75.5	22.3	2.2	1校/6校	鹿又(路線バスのみ)
桃生	62.7	22.1	15.2	2校/3校	中津山一、桃生
北上	48.6	49.1	2.3	0校/3校	
牡鹿	60.5	22.5	17.0	3校/4校	鮎川、大原、谷川
計	84.5	12.3	3.2	18校/43校	

※石巻市教育委員会作成資料

表4-2 中学校における通学状況

地区名	通学距離別の生徒の割合(%)			スクールバス等利用校 (路線バス・タクシーの利用を含む)	
	3km 未満	3~6 km	6km 以上	利用校 /地区校数	利用校名
石巻	93.2	5.7	1.1	1校/11校	荻浜
河北	54.8	38.9	6.3	0校/3校	
雄勝	68.9	17.7	13.4	1校/2校	雄勝
河南	24.3	62.8	12.9	0校/2校	
桃生	39.7	41.7	18.6	0校/1校	
北上	33.9	33.9	32.2	1校/1校	北上
牡鹿	50.5	47.5	2.0	2校/3校	鮎川、大原
計	78.4	17.1	4.5	5校/23校	

(注)但し、牡鹿地区については、平成22年度の3校統合により、通学距離別の生徒割合に相応の変動が生じる。

※石巻市教育委員会作成資料

3 学校規模による教育

表5は、児童生徒の学習面、生活面、学校運営面から、小規模化、大規模化の学校規模による教育上の一般的傾向を整理したものです。

表5 学校規模による教育上の一般的傾向

	小規模化	大規模化
学習面	児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	学習への取組や定着の状況について、児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	多様な考えに接することが少なくなりがちであり、学級間、児童生徒の相互啓発がされにくい。	多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い等、切磋琢磨することで児童・生徒一人ひとりの資質や能力を伸ばししやすい。
	個に応じた多様な学習形態が取りにくい。	多様な学習形態をとりやすい。(小学校専科、TT指導等)
	極小規模になると複式学級編制となり、直接指導を受ける時間が少なくなる。	
	中学校では免許外の教科指導が多くなりやすい。	中学校では、免許を持つ教員を配置しやすい。
	部活動の設置数が限定される。	多種の部活動等の設置が可能で、選択の幅が広がりやすい。
生活面	学校全体で児童生徒の交流が深まりやすい。	学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	男女比に偏りが生じやすい。	学級替えにより、豊かな人間関係の構築が図られやすい。
	児童・生徒一人ひとりに目がとどきやすい。	組織的な指導体制が組みやすい。
学校運営面 ・ 財政面	教職員の意思疎通が図られ、相互連携しやすい。	教職員の共通理解が図られにくい。
	一人の教員に校務分掌が集中しがちである。	各学年にバランスのとれた教員配置が行いやすい。
	施設利用の調整が行いやすい。	施設の充実が期待できる。
	子ども一人にかかる経費負担が大きくなりやすい。	子ども一人にかかる経費負担が小さくなりやすい。
その他	保護者や地域社会との連携が図られやすい。	
	PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	PTA活動等において、保護者の負担を分散しやすい。

：成果が期待できる点 / ：課題となりうる点

※石巻市教育委員会作成資料

4 宮城県教育委員会による市町村立小・中学校の標準的規模

宮城県教育委員会では、少子化の進行により、今後、小・中学校の小規模化が一層進むことが見込まれる中で、小・中学校の小規模化に対応し教育水準の維持向上を図るための計画的な取組みが求められていることにかんがみ、県内市町村が進める小・中学校の適正規模化の取組みに資するため、平成18年4月に、次のとおり小・中学校の標準的規模の基準が示されています。

標準的な学校規模について

市町村が設置する小・中学校の統廃合は、設置者である市町村が判断する事項ではありますが、児童生徒が一定規模を下回ることとなった場合は、学校の活力の維持や学習効果などの面で、十分な学習環境にあるとは言えない状況になります。

これを避けるためにも、小・中学校の統廃合等により、学級数を適正な規模にしようとする市町村の検討の一助になるよう、下記のような考え方を県として示すものであります。

(1) 標準的な学校規模の観点

小・中学校の標準的規模については、児童生徒数や教員数などその基準とすべき様々な視点があり、小・中学校ともに、学校教育法施行規則では、「標準」を「12学級以上18学級以下」として、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令では、「適正な規模」を「学級数がおおむね12学級から18学級であること」と示しています。

このことを踏まえながら、以下の観点から検討しました。

- 児童生徒相互の学び合う機会を大切にするとともに、学ぶ意欲を高めるためにも、複数の学級、学習集団が編成でき、クラス替えが可能な1学年2学級以上の学校規模が望ましい。
- 中学校においては、教科専門性を生かした教育が実施できるよう、各教科の専門教員が適切に配置できる学校規模が望ましい。
- 学年間、教科間で教員相互が十分に協議できるなど、指導方法の工夫・改善に向けた校内研究を進めるために、1学年当たりの学級担任及び教科の専門教員を複数配置できることが望ましい。
- 中学校においては、部活動を中心とした課外活動の充実も重要な意味をもつため、生徒のニーズに応じた多様な課外活動が実施できる学校規模が望ましい。
- また、標準的な学校規模の検討に当たっては、通学距離の適正性について考慮する必要がある。

【小・中学校を統廃合する際の通学距離に関する国の考え方】

小学校や中学校を統廃合して適正な規模にする場合、その通学距離は、小学校にあっては、おおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であることが条件とされています。(義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第4条第1項第2号)。

(2) 標準的な学校規模

上記の観点及び本県の現状から、標準的な学校規模を以下のとおり考えました。

【小学校】

- 小学校においては、クラス替えが可能である1学年2学級を下限と考え、国が法令で定める標準と同様の12学級以上が必要とされる。

【中学校】

- 中学校においては、クラス替えが可能であって、教材研究や指導法の充実を図るためにも、5教科（国・社・数・理・英）には、共同で研究や意見交換ができるように複数の教員の配置が必要とされる。

また、実技教科についても教科ごとに教員が配置されることが望ましい。そのためには、教員定数配置を考えると、1学年平均3学級とする9学級以上は必要である。

- 一方、平成11年度学校基本調査の遠距離通学者（小学校4キロメートル、中学校6キロメートル）の割合を見ると、県全体の小・中学校平均では3.1パーセントだが、中学校では仙台市を除く6圏域中3圏域において、既に生徒の1割以上が遠距離通学者となっている。

そのため、国の標準の12～18学級をそのまま適用すると、通学距離があまりに遠距離となることも考えられ望ましくないので、通学距離条件を考慮しながら学校の標準的規模の判断が必要とされる。

以上の観点から、標準的規模の基準として

小学校においては12学級以上 中学校においては9学級以上

が望ましいと考えます。

5 石巻市立小・中学校の適正規模

(1) 適正規模の基本的な考え方

石巻市教育ビジョン及び宮城県教育委員会の考え方、並びに学校規模による教育上の一般的な傾向等を踏まえ、次の観点から本市における小・中学校の適正規模について整理するものとします。

【学 習 面】

児童生徒相互の学び合う機会を大切にするとともに、学ぶ意欲を高めるためにも、複数の学級、学習集団が編成でき、クラス替えが可能な学校規模であること。

中学校においては、教科専門性を生かした教育が実施できるよう、各教科の専門教員が適切に配置できる学校規模であること。

中学校においては、部活動を中心とした課外活動の充実も重要な意味をもつため、生徒のニーズに応じた多様な課外活動が実施できる学校規模であること。

【生 活 面】

豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい学校規模であること。

切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい学校規模であること。

長時間の遠距離通学とならないように考慮すること。

【学校運営面】

学年間、教科間で教員相互が十分に協議できるなど、指導方法の工夫・改善に向けた校内研究を進めるために、1学年当たりの学級担任及び教科の専門教員を複数配置できる学校規模であること。

校務分掌が適切に配分され、緊急時や問題発生時に必要な教職員の支援・協力体制を組むことができる学校規模であること。

特別教室や屋内運動場の利用に過度の制限を受けない学校規模であること。

(2) 石巻市立小・中学校の適正規模の標準

前記の観点から、本市の目指す教育環境を実現するための標準的な学校規模を以下のとおりとします。

【小学校】

小学校においては、学校行事及び「総合的な学習の時間」における複数教員による指導や生活科及び体育の合同授業等、教科による習熟度別指導等を容易に実施するためには、複数の学級設置が望ましい。また、社会性や協調性の育成という観点からクラス替えが可能である1学年2学級を下限とし、宮城県教育委員会の標準と同様の12学級以上を必要とする。

【中学校】

中学校においては、クラス替えが可能であって、教材研究や指導法の充実を図るためにも、5教科（国・社・数・理・英）には、共同で研究や意見交換ができるように複数の教員の配置が必要とされる。

また、実技教科についても教科ごとに教員が配置されることが望ましい。そのため教員定数配置を考え、宮城県教育委員会の標準と同様の1学年平均3学級とする9学級以上を必要とする。

以上の観点から、石巻市における小・中学校一校あたりの「適正規模の標準」は、

小学校においては	1学年2学級を下限とした12学級以上
中学校においては	1学年平均を3学級とした9学級以上

が妥当であると考えます。

6 石巻市立小・中学校の適正配置

(1) 適正配置の基本的な考え方

学校は、地域に支えられ、そして地域に育まれて発展してきました。また、教育だけではなく、地域の文化や伝統を継承する拠点としての役割を担ってきました。

このような経緯を踏まえ、学校と地域との連携・協力態勢の維持、通学可能範囲、安全性並びに地域コミュニティにおける学校の意義等を配慮し、旧町単位には少なくとも一つの小学校・中学校を残すことを基本とします。

また、適正配置を進めるにあたっては、「適正規模の標準」を機械的に適用するのではなく、「石巻市教育ビジョン」にも示したとおり、保護者や地域の方々、学校等との懇談や協議をとおして十分な合意形成を図りながら、個別計画を立てて取り組むこととします。

なお、適正配置に当たっては、次に掲げる事項を基本に進めていきます。

適正配置の基本

- ① 適正配置の方法は、原則として隣接する学校との「統合吸収」、「統合新設」又は「通学区域の見直し」によるものとする。
- ② 既存の学校施設並びに用地を活用することを前提に、地理的条件に加え社会的な成り立ちによる生活圏域に配慮しつつ、全市的なバランスを考慮した学校配置とする。
- ③ 通学路の設定にあたっては、交通と防犯の両面から安全性について十分な配慮を行うとともに、低学年の児童が安全に通学できるよう、必要に応じた通学環境の改善を図ることとする。
- ④ 通学区域の見直しについては、道路や河川等の地理的条件に加え、通学の安全性・利便性及び地域コミュニティとの整合性等に配慮し行うこととする。

統廃合により遠距離通学（小学校でおおむね4キロメートル以上、中学校でおおむね6キロメートル以上）となる児童生徒については、安全な通学が可能となるよう支援策を講ずる。

統廃合によって廃止となる学校施設や用地については、地域の貴重な財産として、地域の要望等、幅広い視点からの有効活用を検討する。

- ⑦ 本市の都市計画や地域の実状等を勘案し、長期的な視点に立った段階的な統廃合も可能とする。

(2) 適正配置の検討上の配慮.

学校の適正配置の実現に当たっては、学校と地域社会のつながりの確保、児童生徒の通学手段と安全性の確保などのほか、教育課程の編成や学校行事、児童生徒の学校生活やPTA活動など、児童生徒と学校運営に関する多岐にわたる事項について、地区住民、保護者、学校、教育委員会が協議して合意形成を図り、決定していきます。

これらの取組みを確実に行うとともに、適正配置後の円滑な学校運営を図るため、適正配置の検討に当たり、次の事項に配慮するものとします。

適正配置の配慮事項

各地区における統合に向けた検討から統合に係る具体的な取組みの実施までは、合意形成を図るための十分な時間を確保する。

各校で取り組んでいる特色ある教育活動を引き続き実施できるように努める。

統廃合による児童生徒の不安に対し、事前の交流活動の実施、教員配置や相談態勢の充実などあらゆる面での支援に取り組む。

教育課程の編成や生徒指導、学校運営などについては、原則として当該学校間の話し合いにより決定する。

校名、校旗、校訓、校歌や制服の制定、閉校行事等については、原則として当該保護者や学校関係者の話し合いにより決定する。

教育委員会は、上記の検討を円滑に進めるため、保護者や学校関係者による準備委員会等の検討組織の設置を推奨し、必要な支援を行う。

廃止となる学校がある場合は、統合校への記念室や記念スペースの設置など、学校の歴史や伝統を後世に伝えていく手段を講ずる。

- ⑧ 適正配置により生じる遠距離通学に係る保護者の経済的負担については、できる限りの軽減策を講じる。

7 適正配置計画の策定について

本市では、多様な教育環境を有するとともに児童生徒数の減少も著しいことから、合併以前から学校の適正配置について様々な議論が交わされてきました。

そのため、教育委員会では合併後各地区において教育懇談会を重ね、教育環境の改善が必要である旨を訴えてきた結果、平成20年4月に北上中学校と相川中学校の統合が実現するとともに、平成22年4月には鮎川中学校、大原中学校及び寄磯中学校が統合します。

教育委員会としては、このような経過を踏まえ、他の自治体のように「地区や学校を指定し統合目標年度を設定する等の行政主導型の適正配置計画」は策定せず、当該学区の地域住民や保護者との教育懇談を重ねた後、「地域との合意や求めに応じた個別計画」を策定していくことで、適正な学校配置の実現をめざすこととします。

- 参 考 資 料 -

(1) 小・中学校の維持管理経費

表6は、平成20年度決算に基づき、本市の小・中学校1校当たりの維持管理費を算出したものです。なお、直接的に児童生徒の教育活動に結びつく経費、土地購入費や学校施設建設費等の投資的経費及び債務償還費は、算定から除いています。

表6 1校あたりの維持管理費調べ(平成20年度決算)

(単位:千円)

支出項目	小学校	中学校	備考
A 消費的支出	1,086,699	890,442	
1 人件費	475,164	523,539	学校医、学校用務員、給食調理員等人件費を含む
2 教育活動費	-	-	対象外
3 管理費	295,027	177,617	
4 補助活動費	309,083	179,275	
5 所定支払金	7,425	10,011	
B 資本的支出	19,099	10,526	
1 土地費	-	-	対象外
2 建築費	-	-	対象外
3 設備・備品費	12,016	4,055	
4 図書購入費	7,083	6,471	
C 債務償還費	-	-	対象外
計	1,105,798	900,968	
1校あたりの経費	25,716	39,173	小学校43校 中学校23校

※平成20年度地方教育費調査A票の市支出金を計上

(2) 学校統合に係る国・県の助成等

ア 教職員定数関係

- ① 市町村合併に伴う学校統合が行われ、教育上特別の配慮を必要とすると認められる学校について、小学校は最長5年間・中学校は最長2年間の教員定数の激変緩和措置を講ずる。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第15条1号)

- ② 学校統合に伴い必要となった校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行っている場合について、統合に伴い必要となった校舎の建築が完成するまでの間、統合前

の学校をそれぞれ一の学校とみなして教職員定数を算定する。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第16条2項)

イ 通学関係

- ① へき地や人口の過疎現象に起因する学校統合に伴い、スクールバス・ボートの購入費の一部を国が補助する。【補助率1/2】

- ② 人口の過疎現象に起因する学校統合に係る小・中学校の児童生徒の遠距離通学(小学校4キロメートル以上、中学校6キロメートル以上)に要する交通費の一部を国が補助する。【補助率1/2】

(へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱)

ウ 施設関係

- ① 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担する。(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)第3条第1項4号)

区 分	負 担 率	
	原 則	特例(離島、過疎など)
校 舎	1 / 2	5.5 / 10
屋内運動場	1 / 2	5.5 / 10(離島は、1 / 2)

- ② 財産処分手続きの更なる簡素化・弾力化
廃校転用時の補助金返還措置の緩和